

違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in 東京

—日本の木材調達政策に対する世界の対応—

の会議報告

藤 原 敬

1. はじめに

国際的な違法伐採問題への取組の一環として、日本政府は平成 18 年度からグリーン購入法に基づき合法性・持続可能性が証明された木材を優先的に購入するようになった。これを受け、林野庁の 18 年度予算により社団法人全国木材組合連合会を実施主体として、違法伐採総合対策推進事業が行われることとなった。この一環として 2007 年 2 月、東京ビッグサイト（東京都江東区有明）で「違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in 東京 —日本の木材調達に対する世界の対応—」（主催：（社）全国木材組合連合会、後援：林野庁）が開催された。

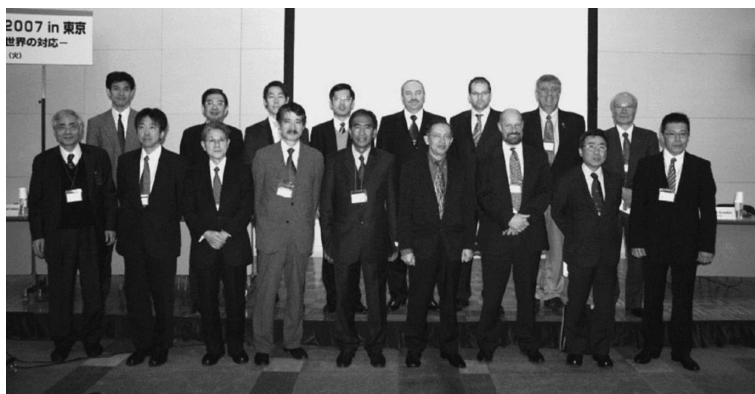


写真 1 セミナー講演者及び関係者

Takashi Fujiwara : Report of “International Seminar in Tokyo for Tackling Illegal Logging, 2007 —Response of the World to the Procurement Policies of Japan—”

社団法人全国木材組合連合会

このセミナーは日本政府の合法木材調達方針に対して、日本に木材を供給している産地が、違法伐採対策や合法性の証明などにどのように取り組んでいるかを知ることを目的としたもので、海外からの招待講演者、希望報告者、全国各地から木材関係業者、消費者などを含め 300 名の参加があった。本稿では、平成 18 年度の違法伐採総合対策推進事業のなかで中心的な役割を果たした、同国際セミナーの背景と概要および成果と課題を報告し、今後の違法伐採総合対策事業に対するご理解と協力を得ることとしたい¹。

2. 国際セミナーの背景と概要

(1) 合法木材等製品を供給する業界団体の取組と国際セミナーの背景

1) 合法木材を確認するための林野庁ガイドライン

グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）は、社会の構築する」こと（同法第 1 条）を目的としており、同法基本方針によって環境物品等のリストが規定される。2006 年 2 月に閣議決定された基本方針に「国・地方自治体等による環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達の推進をはかることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なは、①紙類 ②文具類 ③機器類 ④インテリア・寝装寝具 ⑤公共工事（製材、集成材・合板・単板積層材、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板など）の 5 つのカテゴリーの中に、「原料として使用される原木は、その伐採に当って生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること」という記述が加わった（環境物品の「判断基準」²）。さらに、同基本方針には、「原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の『「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）』（以下「林野庁ガイドライン」）に準拠して行うものとする。」と記述されており、このガイドラインが重要な役割を果たすこととなっている。

¹ このセミナーでは、各国の違法伐採対策についての報告を巡るプログラムの外に、招待講演者と日本の民間企業から大口の需要者（大手住宅メーカー、家具メーカー、オフィス用品販売会社）3 人を加えた方々による、パネルディスカッションが行われた。この内容についての紹介をするのには誌面がたりないので、合法木材ナビの上記当該ページを参照されたい。

² 当該製品のうち「原料として使用される原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの」が配慮事項として記述され、より優先して購入される物品と規定されている。

林野庁ガイドラインは、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、① 森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法、② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法、③ 個別企業等の独自の取組による証明方法、の三つが記述されているが、ガイドラインが新規に規定した、②の業界団体認定方式を定着させることが、木材団体にとっては大変重要な課題となった。

2) 業界団体認定と輸入材の合法性等の証明

業界団体認定方式とは、都道府県木連など関係業界団体が、「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定」を行い、そこで認定された企業が「直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う」というものである。

このガイドラインは国産材のみならず、輸入木材に対しても、内外無差別に適用されるとされ、ガイドラインの英文が外交ルートで木材輸出国の担当行政部局に説明されるなどの措置が執られた。

国内の木材産業等関係団体は、団体認定制度の定着に取り組んできたが、輸入材の合法性、持続可能性がどのように証明されるのかが、木材輸入業界のみならず国産材の業界にとっても重要な関心事項だった。

また、日本のグリーン購入政策を通じた国際的な違法伐採対策に貢献するためには、「日本の制度についての理解を求め、産地国での違法伐採対策の推進を要請し、わが国へ、合法性・持続可能性が証明された木材が円滑に輸入されること」が不可欠の課題だった。

3. 国際セミナー準備と概要

以上の経緯から違法伐採総合対策推進協議会の中に実行委員会（委員長荒谷明日児新潟大学教授）を設置し、「違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in 東京―日本の木材調達政策に対する世界の対応」を開催することとなった。

(1) 招待講演者などの決定と報告の様式

招待講演者は「日本に対する木材輸出国ないし、輸出地域において、日本のガイドラインに則して輸出木材の合法性ないし、持続可能性についての証明書

を発行ないし、発行を準備している証明書の発行団体・輸出業者、あるいは証明書の信頼性を保証する団体で、その証明システム構築の責任者ないし、証明システムを説明するにふさわしい者」を対象とし、「わが国への木材輸出国・地域における、行政関係者・業界団体などからの推薦を受け、実行委員会の審議をへて決定することとした」（08年12月5日実施計画）。

この結果、インドネシア、マレーシア、PNG、米国、カナダ、ロシア、中国、日本からの招待講演者と自主的に発表を申し込んできた希望報告者3名を合わせ、セミナーでの報告者は計11名となった（表1）。報告者には、①当該地域の森林経営と木材を巡るグリーン購入（背景となる情報）、②日本のガイドラインと証明書の関係（口頭発表と引き続く討議の論点）、③今後の課題と展望（パネル討議における論点）という三つの項目にもとづき、表2の内容に関する報告を求めた。

（2）輸出国による合法性等証明方法の報告と議論

セミナーでは2日間にわたり招待者による講演と討議、希望報告者も合わせて11名の報告者によるポスター発表が行われた。報告者によっては複数の合法木材証明方法について説明があり、合わせて15の証明方法が紹介された（表3）。これらの情報は違法伐採対策ホームページ「合法木材ナビ」に全文掲載されている³。

今回のセミナーで報告され、現在実施されている12の証明方法を比較は、①公的機関ないし第三者機関がすべての物件を証明するもの（インドネシア BRIK、マレーシアサラワク州 STIDC、パプアニューギニア SGS）、②第三者の認定手続きにより資格を与えられた事業者が証明するもの（ロシア DEL、日本木材表示協議会及び SGEC、ケベック州 Q-web、米国 SFI 及び ATF、パプアニューギニアとロシアの SGS-VLTP）、③その他のもの（日本製紙連合）に分類出来る。

以上のように地域による違いはあるが、今回のセミナーで報告された証明方法は、林野庁ガイドラインが要求している、①伐採時点の合法性を証明している、②第三者などによる認定により、事業者本人の申し立てを補強している（あるいはそれと同等以上の信頼性を確保している）こと、という最低の基準をどれも満たしているといえる。

³ 国際セミナーの全ての報告は、日本語では <http://www.goho-wood.jp/event/event1-1.html>、英語では <http://www.goho-wood.jp/world/event/event1-1.html> にあります。

表 1 違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in 東京 講演・発表一覧表

基 調 講 演			
区分	名前	所属役職	演題
国際機関	Amha bin Buang	国際熱帯木材機関，事務局次長	ITTO の違法伐採と貿易に関する活動
日本	森田一行	林野庁木材貿易対策室長	政府調達のガイドラインの意義
供給地域における木材証明システムに関する発表・講演（ポスターセッション参加者）			
地域	名前	所属役職	講演
インドネシア	Hadi Daryant	林業省生産管理総局総務局長	招待
マレーシア サラワク州	Datu Hadi Len Talif Salleh	サラワク木材産業開発公社（STIDC）会長	招待
パプア・ニュー ギニア	Bruce Telfer	SGS 森林モニタリング業務アジア太平洋地域責任者	招待
中国	陸 文明	中国林業科学研究院教授	招待
日本	角谷宏二	木材表示推進協議会事務局長	招待
同上	上河 潔	日本製紙連合会常務理事	応募
同上	中川清郎	緑の循環認証会議専務理事	応募
ロシア・ハバロ フスク州	Alexander N. Sidorenko	極東木材輸出協会会長	招待
同上	Andrey Zakharenkov	SGS 森林モニタリング業務ロシア担当者	応募
カナダ ケベック州	Carl-Eric Guertin	ケベック木材輸出協会，広報・責任ある貿易部長	招待
米国	Michael Virga	全米林産物製紙協会森林担当部長	招待

問題は、これらの方法が実際に現場レベルでどれだけ有効に機能し、信頼性のある合法木材を供給することができているかどうかだが、そのことは今回のようなイベントによって確認することは難しい面がある。この点で重要なのは表2のように、①システムに対する批判および問題点の認識、②改善の手続き、③今後の展望、という項目を設定して記述を要請したところである。

表 2 報告と討議の項目

-
- 1 当該地域の森林経営と木材を巡るグリーン購入（背景となる情報）
 - (1) 当該地域の森林法の施行と強化および森林経営の現状の一般的評価
法令の体系/施行と遵守についての可能な限り客観的な記述（国際機関など第三者評価があるとのぞましい）
 - (2) 木材を巡るグリーン購入動向とその対応
自国内・輸出地域における違法伐採・持続可能な森林管理に関する消費側の動向/木材を巡るグリーン購入に対応する政府・業界・企業の取組
 - 2 日本のガイドラインと証明書の関係（口頭発表と引き続き討議の論点）
 - (1) 証明書の概要
発行責任者と発行プロセス/システム構築の経緯、背景、根拠/証明書が証明する事項（合法性のみか持続可能性も含むものか）
 - (2) 伐採時点の合法性をチェックする仕組み
合法性の定義/関連する法令/想定しているあり得べき違法行為の内容/合法性を確認する文書、その保管・確認手法/第三者および行政による信頼性確保の仕組み
 - (3) 持続可能性をチェックする仕組み
持続可能性の定義/持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法/第三者および行政による信頼性確保の仕組み
 - (4) 分別管理の仕組み
伐採から輸出までの取引の実態/分別管理を確保する手法/第三者および行政による信頼性確保の仕組み
 - 3 今後の課題と展望（パネル討議における論点）
 - (1) 現在の証明書のシステムの問題点と今後の改善すべき課題
システムに対する批判および問題点の認識/改善の手続き/今後の展望
 - (2) 日本の木材を巡るグリーン調達への期待と要望
合法性木材・持続可能性木材供給の課題と消費国の役割/日本の政府調達政策・企業の調達方針への期待と要望
-

管理責任者自身が、システムの問題点を自己認識し、改善に向かうという姿勢をとっているかどうかは、そのシステムの運用の実態を反映しているといえる。とくに、情報の公開性と外部からのクレームを処理する体制が今後のシステム改善のポイントになると考えている。

4. 国際セミナーの意義と展望—セミナーステートメント

本国際セミナーは国際的な違法伐採問題に対処するために日本政府が採択した調達政策が、輸出国の森林の適切な管理にどのように影響するかという、政

表 3 セミナーで報告された証明方法

対象地域	名称	証明制度の概要		備考
		発行母体	発行手続きの概要	
インドネシア	BRIK	BRIK 木材産業活性化機構	輸出業者（登録制）が BRIK に対して合法性に関する文書を提出（木材正当性証明書（SKSKB）等を添付）→数量のチェック、フィードバックによる調査→BRIK の許可	
マレーシアサラワク州	CoC Sarawak	STIDC サラワク木材産業開発公社	輸出業者（登録制）による輸出申告（経由地出荷許可書など添付）→STIDC による輸出許可書の発行	
パプアニューギニア	PNG木材輸出監視システム	SGS PNG Limited	SGS が通知に基づき船積み丸太の検査（伐採時点で公定バーコードタグが貼られている）	
	SGS木材合法性トレーサビリティ証明制度	SGS	企業の木材生産・トレーサビリティシステムの定期的な監査，継続的なデータの監視，生産現場の抜き打ち検査などによる企業の認定→企業による証明書の発行	一部の持続可能性も認定
中国	木材認証制度	郡レベル以上の森林管理部門	申請に基づく調査→証明書の発行	計画中
	中国国家森林認証制度	第三者認証機関	申請→事前評価→本評価→専門家による評価→証明書の発行	計画中
	FSC 森林認証制度	FSC により認可された独立認証機関	申請→事前評価→本評価→専門家による評価→証明書の発行→監視	
日本	木材表示推進協議会合法木材表示制度 FIPCL	木材表示推進協議会加盟業者	協議会に加入時審査（ガイドラインに基づく合法性証明の能力を審査）→業界団体認定事業者の発行した証明などによる合法木材の分別管理→証明書の発行	日本以外の地域にも適用
	日本の製紙業界の独自の取組	日本製紙連合会加盟製紙会社	合法性が証明された紙製品のみを生産出荷→証明書を作成	
	緑の循環認証制度	SGEC 分別表示認定事業体	SGEC の認証取得（審査機関による審査）→SGEC マークの貼付	
ロシア・ハバロフスク州	極東木材輸出協会業界認定システム	極東木材輸出協会（DEL）認定企業	DEL に設置された専門家委員会により申請のあった企業からアンケート回答→DEL による当該事業体の木材製品供給の合法性の承認→（事業体による証明）	
	SGSハバロフスク州木材合法性証明制度	SGS	企業の木材生産・トレーサビリティシステムの定期的な監査，継続的なデータの監視，生産現場の抜き打ち検査などによる企業の認定→企業による証明書の発行	一部の持続可能性も認定
カナダケベック州	Q-Web 監査追跡システム	ケベック州木材輸出協会（Q-web）会員企業	Q-web 会員事業体のすべてが原料供給者に木材の合法性政策に署名を要請・確認する→第三者監査を実施→Q-web が事業体の認定書発行→（事業体による証明）	
米国	SFI	SFI 社によって CoC 認証された企業	申請に基づき「SFI の監査手順と資格」にもとづき事業体を認証→認証事業体による製品のラベリング	持続可能性も認定
	米国樹木ファームシステム（ATF）	アメリカンツリーファームシステム	PEFC（森林認証検証計画）の要件を満たすかどうか検証中	持続可能性も認定

2007 年 2 月 27 日

違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in 東京
—日本の木材調達政策に対する世界の対応—
荒谷実行委員長まとめの発言（抄録）

合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩
国際セミナーをきっかけとして Goho-wood 認証システムのネットワークを作ろう
2007 年 2 月 27 日

（前文省略）

海を越えて取引されている木材について、消費者に合法性を説明するためには、木材の現物が流れるビジネスの連鎖を使って、山側の情報が消費者に届く仕組みが必要です。そのためには次の 4 点が不可欠です。第一に、違法伐採の認識に基づく合法性についての明快な定義、第二に、木材の川上から川下までのビジネスの連鎖に携わる人たちの、自主的な、違法伐採問題に立ち向かう意図に基づく積極的な参加、第三に、その活動の信頼性を確保するための、第三者による監査や認定の仕組み、第四に、制度全体の改善と改良を図るための、問題点の指摘に対する取り扱いの仕方を含む情報公開、プロセスの透明性、です。この 4 つが合わさって消費者・需要者が納得する合法性証明を構築することができると考えます。

今回説明のあった仕組みは、要請や公募に応じて、公開のセミナーの場での議論に付そうという考えに基づいて参加されたもので、第 4 点目の情報公開・透明性という点に貢献しています。また、他の点についても他の参考になる制度の発表がありました。一部に、未だ開発中のものもあったり、個々の点については議論のあるものもあったと思います。しかし、我が国にとっては行動の大きな第一歩であり、大変多くの収穫があったと考えます。

我々はこのセミナーをきっかけに、我々の HP「合法木材ナビ」を通じて、世界中のさまざまな合法木材・持続可能な木材を証明するシステムの情報交換の窓口になるよう努力して行きたいと思います。木材の合法性の問題は、今回参加しなかった多くの国でも重要な課題であります。これらの情報が、それらの国々の合法性証明制度の構築に資するものと確信します。

循環する資源でありエコマテリアルである木材が消費者に認識されるためには、違法伐採問題に対する戦いが不可欠です。そして、森林が持続可能な資源であることを伝える第一歩として、合法木材の PR が重要です。

このセミナーから、「世界中の Goho-wood のネットワークを作ろう」というメッセージを送ります。

策の目的を評価する重要な意図を含むものだった。消費者の要請により世界中の森林管理を持続的なものとしていくためには、森林管理情報が的確に消費者に伝えられる仕組みが不可欠である。

このようなシステムをつくることは容易なことではないが、業界関係者の善意が評価されるシステムの透明性、外部からの厳しい指摘に対する柔軟な対応などが不可欠だろう。世界各国の合法性証明制度の責任者が、それぞれ制度について説明した今回のセミナーは、それぞれの制度の透明性・柔軟性を示す、第一歩ということができる。

最後に、「国際セミナーをきっかけとして Goho-wood 認証システムのネットワークを作ろう」と以下のような実行委員長のステートメントが発表された。

この中で言及されている、四つの視点、①違法伐採の認識に基づく合法性についての明快な定義、②木材の川上から川下までのビジネスの連鎖に携わる人たちの、自主的な、違法伐採問題に立ち向かう意図に基づく積極的な参加、③その活動の信頼性を確保するための、第三者による監査や認定の仕組み、④制度全体の改善と改良を図るための、問題点の指摘に対する取り扱いの仕方を含む情報公開、プロセスの透明性等が「消費者・需要者が納得する合法性証明を構築する」うえで重要である。

今後このメッセージの結びにある、「世界中の Goho-wood のネットワークを作ろう」という呼びかけを、実践に移していくことが事業にとっての課題である。